
規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第39号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第79条中「に規定する証明書」を「の規則で定める様式」に改める。

第79条の2中「第183条」を「第183条第1項又は第2項」に、「の鉱区税増（減）額決定通知書」を「による決定通知書」に改める。

別記第11号様式の6を次のように改める。

別記第69号様式中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別記第126号様式及び別記第127号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式（別記第127号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

◎ 高知県税規則の一部を改正する規則